

第 2 編

議 会



館山市議会

——内 容——

- 1 議 会 構 成
- 2 議 会 活 動
- 3 そ の 他

1 議会構成

(1) 議員数

法定数：30人 条例定数：20人 現員数：20人（男19 女1）

館山市議会議員定数条例 S41.12.15 制定 S42.5.1～ 定数30人
 S57.9.30 改正 S58.5.1～ 28人
 H6.6.27 改正 H7.5.1～ 25人
 H14.12.26 制定 H15.1.1～ 25人
 （減数条例を制定）
 H17.9.30 改正 H19.5.1～ 20人

(2) 党派・会派構成

（平成22.6.1現在）

構 成	党 派 名 会 派 名	無 所 属	公 明 党	社 会 民 主 党	日 本 共 産 党	計
	緑 風 会	6				6
	新 生 ク ラ ブ	5				5
	市 民 ク ラ ブ	4				4
	公 明 党		2			2
	社 会 民 主 党			1		1
	日 本 共 産 党				1	1
	民 主 ク ラ ブ	1				1
	計	16	2	1	1	20
申し合わせにより1人会派も認めている。						

(3) 年齢別人員数

（平成22.6.1現在）

年齢別	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	平均年齢
人 員	0人	1人	7人	12人	61.2歳

(4) 現議員当選回数

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	計
人 員	8人	4人	4人	3人	1人	20人

(5) 常任委員会

名 称	定数	任期	所 管 事 項
総務委員会	7人	1年	市長公室、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項
文教民生委員会	7人	1年	健康福祉部、教育委員会の所管に属する事項
建設経済委員会	6人	1年	経済観光部、建設環境部、農業委員会の所管に属する事項

(6) 議会運営委員会

定数	任期	所 管 事 項
9 人	1 年	次に掲げる事項に関する調査を行い、議案陳情等を審査する。 1. 議会の運営に関する事項 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3. 議長の諮問に関する事項

(7) 協議会

名 称	委員数	設置年月日	所 管 事 項
全員協議会	20 人	—	議員全員をもって構成。 市政についての重要案件が生じた都度開催し、協議する。

2 議会活動

(1) 本会議開議状況及び議決状況 (平成21年)

会議の種類	開会日 閉会日	会期	会議 日数	議決 件数	条例	予算	決算	一般 議案	発議 案	専決 承認	請願
第1回 定例会	2.25 3.19	2 3	6	3 3	8	1 5		8		2	
第2回 定例会	6.10 6.26	1 7	5	1 5	3	2		3	5		2
第3回 定例会	9. 2 9.29	2 8	6	2 4	1	5	7	5	5		1
第4回 定例会	12. 4 12.22	1 9	5	1 5	2	6		3	3		1
第1回 臨時会	4.28 4.28	1	1	2		1				1	
第2回 臨時会	5.29 5.29	1	1	3	3						
第3回 臨時会	7.28 7.28	1	1	3	1	1		1			
第4回 臨時会	11.26 11.26	1	1	4	2				1	1	
第5回 臨時会	12.28 12.28	1	1	1	1						
計		9 2	2 7	100	2 1	3 0	7	2 0	1 4	4	4

(2) 委員会活動状況 (平成21年)

名 称	開 催 日 数
総務委員会	5 日
文教民生委員会	5 日
建設経済委員会	5 日
議会運営委員会	17 日
予算審査特別委員会	2 日
決算審査特別委員会	2 日
館山湾整備調査等特別委員会	3 日
企業誘致等調査特別委員会	2 日

(3) 議会運営

	一 般 質 問	議 案 質 疑
代表質問制の有無	無	無
時間制限	答弁を含め1時間以内	当初予算議案・決算認定は、答弁を含め1時間以内 その他の議案質疑は答弁を含めて40分以内
回数制限	制限なし 再質問から1問1答方式	制限なし 再質問から1問1答方式
通告制の有無	有	有
通告の期限	一般質問日の初日の11日前の正午	その都度定める。
発言の順	議会運営委員会において、くじ引きにより決定する。	通告順
通告をしない議員の発言	発言することができない。	発言する場合は、通告者がすべて終わった後でなければできない。
登壇の有無	対面式演壇にて発言 再質問も同様	対面式演壇にて発言 再質問も同様
対面式演壇	平成15年6月定例会から導入	
会議録検索	平成17年1月からシステム導入	
本会議中継	平成18年6月定例会からインターネット生中継配信	

(4) 請願・陳情の取扱い

	請 願	陳 情
提出期限	一般質問通告締切日の正午までに提出されたものについて審議する。	請願に同じ
取扱い	本会議上程⇒委員会付託⇒委員会審査⇒委員長報告⇒報告に対する質疑⇒討論⇒採決	所管の委員会に送付⇒委員会審査⇒陳情審査結果報告書の配布
	請願者に結果通知	陳情者に結果通知
意見書等の審査方法及び議員発議案についての取扱い	議会最終日に当該請願について可決後、委員会が発議案を上程、審議（質疑、討論、採決）	委員会です承後、議会最終日に委員会が発議案を提出し、本会議で審議（質疑、討論、採決）
郵送による取り扱い	—	申し合わせにより、議会運営委員会に報告するが、審査はしない。

(5) 請願、陳情の提出及び処理状況

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
請 願	6件	3件	5件	7件	3件
陳 情	8件	10件	15件	10件	8件

(平成21年)

区 分	件 数	処 理 状 況			
		採 択	不採択	審議未了	翌年継続
請 願	4件	4件	—	—	—
陳 情	5件	3件	2件	—	—

(6) 議会傍聴者数

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
298人	96人	267人	183人	129人	124人

(7) 視察来庁状況

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
団体数	15	8	10	10	8
人 数	84人	55人	77人	50人	58人

(8) 議会だより発行状況 (平成22年度予算)

発行回数：4回（定例会の翌々月）

発行部数：21,500部

形 式：A4版 10頁

配 布：市内全世帯及び官公署等に無料で配布

予 算：1,445千円

3 その他

(1) 議会費当初予算 (平成22年度)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
報 酬	83,125	役務費	80
給 料	17,881	委託料	2,390
職員手当等	39,941	使用料及び賃借料	863
共済費	19,168	備品購入費	139
賃 金	1,091	負担金補助及び交付金	2,510
旅 費	1,718		
交際費	400		
需用費	1,987	計	171,293

(2) 報 酬

議員報酬 (平成18年4月1日適用)	議 長 405,000円 副議長 366,000円 議 員 342,000円
期末手当	$\text{報酬月額} \times \text{加算率}^{*1} (1.1) \times \text{支給率}^{*2} (6 \text{ 月は } 1.95 \text{ 12 月は } 2.20)$ (*1) 加算率については、条例本則上は1.2であるが、H18.4.1からH23.4.30までの間に限り、率を1.1に減じている。 (*2) 支給率については、H22.4.1からH23.4.30までの間に限り、6月は1.925、12月は2.175である。

(3) 視察旅費等

行 政 視 察	常任委員会	旅 費	65,000円
政 務 調 査 費	会派に対して1人あたり年額100,000円 (平成22年度に限り70,000円)		
その他旅費関係	日 当 支給しない 宿泊料 1夜:10,900円 随員職員も同額		

(4) 事務局

(平成22.4.1現在)

